見附市告示第56号

見附市木造住宅除却支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

見附市長 稲田 亮

見附市木造住宅除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年多発する地震による住宅等の被災を教訓として、地震に強いまちづくりを推進するため、地震による倒壊等の危険性がある木造住宅の除却をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、見附市補助金等交付規則(昭和34年見附市規則第5号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 木造住宅 次のアからウまでの全てに該当する住宅をいう。
 - ア 市内の居住誘導区域又は地域コミュニティゾーンに所在する一戸建 て住宅。ただし、併用住宅ついては、居住の用途に供する部分の面積が、 延べ床面積の2分の1以上のものに限る。
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
 - ウ 主要構造部(壁、柱、床及び屋根)が木造である住宅。ただし、枠組 み壁工法及び丸太組工法は除く。
 - (2) 居住誘導区域 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81 条第1項の規定により作成した見附市立地適正化計画に定める今後積極 的に居住を誘導すべき区域
 - (3) 地域コミュニティゾーン 居住誘導区域以外で見附市立地適正化計画により将来的にも持続可能な生活圏として生活サービス機能及び居住の誘導を行う区域
 - (4) 耐震診断 見附市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱(平成19年見附 市告示第160号)第2条に規定する耐震診断をいう。

- (5) 簡易耐震診断 国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会 編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表 に基づくものをいう。
- (6) 除却工事 住宅の全てを取り壊す工事をいう。

(補助対象住宅)

- 第3条 補助金の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、次の各号の全てに該当する木造住宅とする。
 - (1) 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であると診断された木造住宅
 - (2) 簡易耐震診断の結果、評点の合計が7点以下の木造住宅
 - (3) 過去に耐震改修工事を行っていない木造住宅

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各 号の全てに該当する者とする。
 - (1) 市税の滞納がない者。ただし、市外からの転入者にあっては、転入前の 住所地における市区町村税の滞納がない者
 - (2) その他市長が補助金を交付することが不適切と認める者でないこと。 (補助対象事業)
- 第5条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象 者が実施する次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 補助対象者が所有する対象住宅であって、現に居住の用に供しているものの除却工事を実施し、建替え又は耐震性のある市内の住宅等に住替えを 行う事業
 - (2) 補助対象者が所有し、又は所有することが確実と見込まれる対象住宅であって、過去に居住の用に供していたものの除却工事を実施し、建替えにより自らが居住する住宅を建築する事業
- 2 前項の補助対象事業による除却工事は、新潟県内に事業所、支店又は営業所を 有する法人又は個人事業主であって、次の各号のいずれかに該当するもの(以下 「施工業者」という。)が施工しなければならない。
 - (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づき、

次のア又はイの建設業の許可を受けた者

- ア 建築工事一式
- イ 解体工事
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104 号)第21条第1項の規定に基づき、解体工事業者として登録された者 (補助金の額)
- 第6条 補助金の額は、対象住宅の除却工事に要した費用の額に23パーセントを乗じて得た額(当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額) とし、30万円を限度とする。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、 対象住宅の除却工事を実施する前に、見附市木造住宅除却支援事業補助金交付申 請書(第1号様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 対象住宅の所有者及び建築年が確認できる次のアからエまでのいずれかの書類
 - ア 住宅建築時の建築確認通知書の写し又は検査済証の写し
 - イ 住宅の登記事項証明書
 - ウ 住宅の固定資産税の課税証明書
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、対象住宅の所有者及び建築年を証明する書類
 - (2) 耐震診断報告書(上部構造評点が確認できる部分の写し)又は簡易耐震 診断の耐震診断問診表
 - (3) 対象住宅の位置図(付近見取図)
 - (4) 除却工事の見積書の写し
 - (5) 除却工事前の対象住宅の現況写真
 - (6) 申請者の市区町村税の納税証明書(申請者が転入者の場合は、転入前の 住所地のもの)
 - (7) 見附市木造住宅除却支援事業補助金承諾書兼誓約書(第2号様式)
 - (8) 対象住宅の所有者が複数いる場合、対象住宅の所有者と申請者が異なる

場合又は対象住宅の所有者と土地の所有者が異なる場合は、申請者以外の者の同意書

- (9) 施工業者の建設業許可通知書又は解体工事業登録通知書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(決定通知)

- 第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助 金の交付又は不交付を決定し、その旨を見附市木造住宅除却支援事業補助金交付 (不交付)決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。 (補助対象事業の中止又は変更)
- 第9条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助対象事業を中止しようとするときは、見附市木造住宅除却支援事業補助金取下申請書(第4号様式)を、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、見附市木造住宅除却支援事業補助金変更交付申請書(第6号様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 除却工事の見積書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、その旨を見附市木造住宅除 却支援事業補助金取下承認通知書(第5号様式)又は見附市木造住宅除却支援事 業補助金変更交付決定通知書(第7号様式)により当該交付決定者に通知するも のとする。

(実績報告)

- 第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、見附市木造住宅除却支援事業補助金実績報告書(第8号様式)に次の書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
 - (1) 除却工事の工事請負契約書の写し
 - (2) 除却工事に係る領収書の写し
 - (3) 除却工事の施工前、施工中及び施工後の写真
 - (4) 建替えの場合、新築住宅の基礎工事施工完了の写真
 - (5) 住替えの場合、転居先住居の建築年が確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、 補助金の額を確定し、見附市木造住宅除却支援事業補助金確定通知書(第9号様 式)により当該交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、見附市木造住宅除却支援事業補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、見附市木造住宅除却支援事業補助金返還通知書(第11号様式)により、当該交付決定者に対し当該補助金に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

第1号様式(第7条関係)

見附市木造住宅除却支援事業補助金交付申請書

								年	月	日
(宛先)見附司										
					申請者 〒 住所: ふりがな: 氏名: 電話:			E		
見附巾不造性	主宅除却支援事業 所在地	伸助金の 見附市	父付を受	けた	いので、次の)とま	3り甲請	します	0	
	建築年月	22,1,7,1	年	月	構造・規模		木造	階建	て	m²
 対象となる	用途	専用住宅			•		併	用住宅	5	
対象となる 住宅の概要	所有区分		自己所有 新規取得		新規取得の場 取得(予定)			年	月	月
	診断方法		耐震診	断	•		簡	易診幽	ŕ	
	評点									
	契約予定日				年 月		H			
除却工事概要	工事期間 (予定)		年	月	日~	年	月	日		
	総工事費							円		
交付申請額								円		
除却後の措置		□ 住	替え 居先住所		工予定定)	年	月)))	
	住所・所在									
施工業者	名称又は氏名									
	電話番号									

	1. 住宅の所有者及び建築年が確認できる次のいずれかの書類
添付書類	ア 住宅建築時の建築確認通知書又の写しは検査済証の写し イ 住宅の登記事項証明書 ウ 住宅の固定資産税の課税証明書 エ 上記アからウまでに掲げるもののほか、住宅の所有者及び建築年を証明する書類 2. 耐震診断報告書(上部構造評点が確認できる部分の写し)又は簡易耐震診断の耐震診断問診表 3. 住宅の位置図(付近見取図) 4. 除却工事の見積書の写し 5. 除却工事前の補助対象住宅の現況写真 6. 市町村税の納税証明書(申請者が転入者の場合は転入前の住所地のもの) 7. 見附市木造住宅除却支援事業補助金承諾書兼誓約書(第2号様式) 8. 補助対象住宅の所有者が複数いる場合、補助対象住宅の所有者と申請者が異なる場合又は補助対象住宅の所有者と土地の所有者が異なる場合以、申請者以外の者の同意書 9. 施工業者の建設業許可通知書又は解体工事業登録通知書の写し 10. その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第7条関係)

第2号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 見附市長

申請者 〒 -

住所:

氏名: 即

見附市木造住宅除却支援事業補助金承諾書兼誓約書

見附市木造住宅除却支援事業補助金交付申請にあたり、次のとおり承諾及び誓約します。

□ 承諾事項 (共通)	補助金交付の審査に必要な個人情報の閲覧・収集について、 貴職が実施することに承諾します。 また、本申請関係人にあっては、私の責任において本申請を 行うこと、必要な調査を受けることについて説明し了解を得て います。
□ 誓約事項1 (建替えを行う場合)	本申請による除却工事は建替えのために実施するものであ り、除却工事完了後は、現地において住宅新築工事を実施し、 実績報告時には関係書類を提出します。
□ 誓約事項2 (住替えを行う場合)	本申請による除却工事により、耐震性のある住宅に転居する ことを誓約し、実績報告時には関係書類を提出します。

なお、この承諾書兼誓約書に記載されていることに反した場合、補助金の交付決定の取消 しを受けても異議はありません。

第3号様式(第8条関係)

第3号様式(第8条関係)

見附市木造住宅除却支援事業補助金交付 (不交付) 決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

見附市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった見附市木造住宅除却支援事業補助金については、審査の結果、次のとおり決定したので、通知します。

交	交付決定額	円
付	交付条件	この補助金の対象となる事業及びその内容は、見附市木造 住宅除却支援事業補助金交付要綱及び見附市木造住宅除却 支援事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
不交付	理由	

第4号様式(第9条関係)

見附市木造住宅除却支援事業補助金取下申請書

				年	月	日
(宛先)見附市長						
		申請者 〒 住 月 ふりがか 氏 名 電 言	所: な: 名:	₽		
年 月 業補助金について、	月 日付け 第 次のとおり取り下げた	号で交付決定 いので中請します	のあった見附市: け。	木造住宅	除却支	援事
交付決定額				円		
取下げの理由						

第5号様式(第9条関係)

第5号様式(第9条関係)

見附市木造住宅除却支援事業補助金取下承認通知書

第 号 年 月 口

様

見附市長 印

年 月 目付けで取下申請のあった見附市木造住宅除却支援事業補助金については、 これを承認しましたので、通知します。

- 1 交付決定通知年月日及び通知番号 年 月 日 第 号
- 円

2 交付決定額

第6号様式(第9条関係)

第6号様式(第9条関係)

見附市木造住宅除却支援事業補助金変更交付申請書

				午	月	日
(宛先)見附市長						
			所:	₽		
	月 日付け 第 内容を変更したいので、					援事
変更の理由						
変更の内容						
既交付決定額		F	円			
補助金変更 交付申請額		F	ч			

添付書類

- 1. 除却工事の見積書の写し 2. その他市長が必要と認める書類

第7号様式(第9条関係)

第7号様式(第9条関係)

見附市木造住宅除却支援事業補助金変更交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

見附市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった見附市木造住宅除却支援事業補助金については、次のとおり交付決定を変更したので、通知します。

1 変更交付決定額 円

第8号様式(第10条関係)

第8号様式(第10条関係)

見附市木造住宅除却支援事業補助金実績報告書

							年	月	目
(宛先)見附	(宛先) 見附市長								
				申請者 〒 住所: ふりがな: 氏名: 電話:		-		Ð)
年 業補助金に係	月 日付け 系る補助事業が完	/11		決定のあった iを添えて報告			住宅隊	:却支	.援事
	所在地	見附市							
対象となる	建築年月	年	月	構造・規模		木造	階建`	て	m²
対象となる住宅の概要	用途	専用住宅・・・併用住宅							
	所有区分	□ 自己□ 新規		新規取得の場 取得日	拾		年	:)	月日
交付決定額							円		
	契約日			年 月		月			
除却工事 概 要	工事期間	É	F F	日~	年	F 月]	1	
)外 女	総工事費						円		
添付書類		2. 除却工事 3. 除却工事 4. 建替えの 5. 住替えの	に係る の施工 場合、 場合、	請負契約書の写 領収書の写し 前、施工中及び 新築住宅の基礎 転居先住居の勇 要と認める書類	×施工 整工事 整築年	施工完	了の写真		

補助金振込先

振込先金融機関			支店名				
口座種別	普通 •	当座	口座番号				
口座名義人			口座名義人フリガナ				

添付書類

1 通帳の写し(口座番号・口座名義人・口座名義人フリガナが確認できるもの)

第9号様式(第11条関係)

第9号様式 (第11条関係)

見附市木造住宅除却支援事業補助金確定通知書

第 号 年 月 口

様

見附市長印

年 月 日付けで実績報告のあったものについては、審査の結果、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

1 補助金の額 円

第10号様式(第12条関係)

第10号様式(第12条関係)

見附市木造住宅除却支援事業補助金交付決定取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

見附市長印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった見附市木造住宅除却支援事業補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

 1 補助金交付額
 円

 2 交付決定取消額
 円

3 取消しの理由

第11号様式(第13条関係)

第11号様式(第13条関係)

見附市木造住宅除却支援事業補助金返還通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

見附市長印

年 月 日付け 第 号により補助金の額を確定し交付した見附市木造住宅 除却支援事業補助金について、次のとおり返還を命ずることと決定したので通知します。

1 返還理由

2 返還に係る措置

	交座(⊂)№ 0.11 匝	
	返還額	н
	返還期限	年 月 日